新型コロナウイルス感染症に対する支援策

家賃支援給付金制度の概要　７月14日受付開始

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対し、事業継続を下支えするため、地代家賃の負担を軽減する「家賃支援給付金」が７月14日スタートしました。国の第二次補正予算に盛り込まれた支援策で、自粛要請の間も固定費の大きな負担をかかえる事業者の求めに応じたものです。

同時に予算化された、医療従事者に対する慰労金と感染拡大防止等支援事業（新型コロナ緊急包括支援交付金）については、原則、実施主体である都道府県の国保連合会を通じて医療機関が申請することとしていますが、７月１日のホームページ開設以降15日時点においても、大阪府は「準備中」としており、具体的な申請手続きも含め日程上の見通しを明らかにしていません。協会は、大きな経済的打撃を受ける医療機関への支援を速やかに実施するように求めています。

協会では、引き続き新型コロナウイルス感染症に対する支援制度のご相談を受けつけています。電話（06-6568-7731）でお寄せください。

Ⅰ．支給対象（以下の①②③すべてを満たす事業者）

①個人事業者（フリーランスを含む）及び法人

②今年５月～12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、いずれか１カ月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減少したか、連続する３カ月の売上の合計が前年の同じ期間の合計と比較して30%以上減少した

③自らの事業のために要する土地・建物の賃料を支払っている

※なお、医療法人などで土地・建物を理事長が所有している場合、「賃貸借契約の賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物の取引（自己取引）」となり、給付の対象にはなりません。

Ⅱ．給付額の算定

申請時の直近１カ月における賃料（月額）に基づき下表の計算式で算定した給付金の６倍を一括支給されます。但し、個人最大300万円、法人最大600万円を上限としています。

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円＋［支払賃料の75万円の超過分×1/3］ ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円＋［支払賃料の37.5万円の超過分×1/3］ ※ただし、50万円（月額）が上限

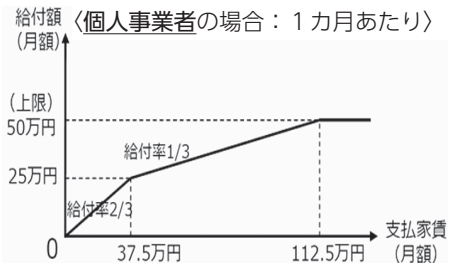

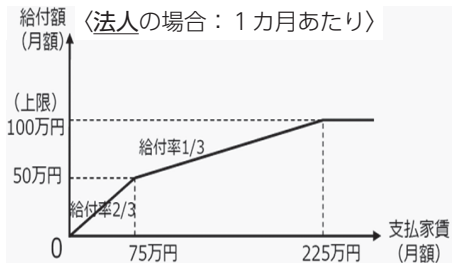

（例）個人で家賃42万円の場合
37.5万円×2/3＝25万円
4.5万円×1/3＝1.5万円
１カ月の給付額：26.5万円
26.5万円×６カ月＝159万円

（例）法人で家賃90万円の場合
75万円×2/3＝50万円
15万円×1/3＝５万円
１カ月の給付額：55万円
55万円×６カ月＝330万円

Ⅲ．申請方法

家賃支援給付金のホームページ（https://yachin-shien.go.jp）からオンライン申請します。

検索エンジンから、「家賃支援給付金」でも検索できます。

※持続化給付金をすでに申請されている方も、別途手続きが必要です。

※パソコン、スマートフォンいずれでも申請できますが、インターネットエクスプローラーは利用できません。それ以外のアプリケーションをダウンロードする必要があります。

※各地域に申請サポート会場（事前予約が必要）が設けられています。

Ⅳ．必要な添付書類

個人事業	法　人
①確定申告書第１表の控え、及び月別売上がわかる青色決算書の控え	①確定申告書別表１の控え、及び法人事業概況説明書の控え
②申請対象月の売上がわかる書類（※）	②申請対象月の売上がわかる書類（※）
③賃貸契約書の写し	③賃貸契約書の写し
④直前３カ月間の賃料支払い実績を証明する書類	④直前３カ月間の賃料支払い実績を証明する書類
⑤申請者名義の口座通帳	⑤法人名義の口座通帳
⑥本人確認書類の写し	⑥自署の誓約書
⑦自署の誓約書	

（※）レセプト請求書は該当しません（別に「売上帳」を作成する必要あり）。

Ⅴ．申請期間・相談窓口

申請期間：2020年７月14日～2021年１月15日まで

相談窓口：家賃支援給付金コールセンター　☎0120-653-930

Ⅵ．家賃支援給付金Ｑ＆Ａ

Ｑ１．自己保有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？
Ａ１．対象ではありません。

Ｑ２．個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？
Ａ２．対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

Ｑ３．借地の賃料は対象ですか？
Ａ３．対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。（例：駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料）

Ｑ４．管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？
Ａ４．賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。

Ｑ５．地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？
Ａ５．対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

（経済産業省HPより抜粋）

新登場
先生ご本人・配偶者、さらにご両親の要介護状態を保障する
家族のきずな介護保険

介護にはどれくらいお金がかかる？
介護の不安

要介護状態となった場合の公的介護保険の範囲外費用※1に対して必要と考える初期費用・月々の費用

初期費用※2　平均242万円

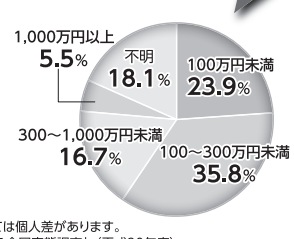

月々の費用※2　平均16.6万円

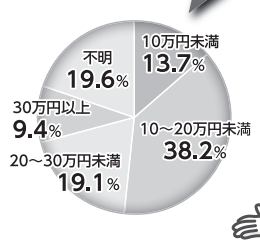

※1 住宅改造や介護用品購入などの費用
※2 必要と考えられる介護の費用については個人差があります。
生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」（平成30年度）

少なくない介護の経済的負担、家族のきずな介護保険でしっかり備えませんか？

家族のきずな介護保険は
手頃な保険料で手厚く保障できます

		新規加入
先生ご本人	最高2,000万円	本人 配偶者 70歳まで
配偶者	最高800万円	
ご両親	最高300万円	ご両親 85歳まで

※配偶者・ご両親の加入は先生ご本人の加入が必要となります。
配偶者のご両親の加入は配偶者の加入が必要となります。

【加入例（50代男性）】

	保　障	月額保険料
本人（50歳）	1,000万円	2,880円
配偶者（45歳）	800万円	2,064円
本人実父（75歳）	300万円	5,907円
本人実母（70歳）	300万円	2,061円
計		12,912円

保険に関するお問い合わせ・資料のご請求は、保険医協同組合（担当：川島）☎06-6568-2230まで